

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第 1 9 回津市景観審議会
2 開催日時	令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 午前 1 0 時から正午まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4 階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市景観審議会委員) 浅野聡、大野研、稲葉典久、岡田博明、小泉芳明、武川明広、宮木勝彦、宮崎重則、森秀美、諸戸善昭 (事務局) 都市計画部部長 宮田雅司 都市計画部都市政策課長 清水貴伸 都市政策課都市計画・景観担当主幹 駒田直紀 都市政策課都市計画・景観担当副主幹 荒木美紀 都市政策課主事 近藤悠介 都市政策課主事 野村聡志 (説明員) 建設政策課建設政策・津駅周辺道路空間整備担当主幹 畠山和之 建設政策課建設政策・津駅周辺道路空間整備担当副主幹 松下裕輔
5 内容	1 開会 2 重点地区内における届出等について 3 第 5 回津市こども景観絵画コンクール開催結果について 4 その他 5 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0 人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 9 0 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 以下のとおり

1 開会
事務局
事務局

【開会、事務局の紹介】

本日の会議につきましては、現在、委員 12 名中 9 名の委員に御出席いただきましたので、津市景観条例第 26 条第 2 項の規定により過半数の出席と認め、会議は成立しております。

なお、1 名の委員につきましては 10 分ほど遅れるとの連絡がありましたので、後で入室していただきます。

次に会議の公開でございますが、津市情報公開条例第 23 条の規定に基づく不開示情報は含まれておりませんので、公開とし、傍聴を認めるとともに、議事録も公開いたします。

なお、本日は傍聴希望者がいませんので、このまま会議を続けさせていただきます。

それでは、本日の会議の議長ですが、津市景観条例第 26 条第 1 項の規定に基づき、会長が務めることとなっておりますので、浅野会長よりをお願いいたします。

2 重点地区内における届出等について

議長

本日は、各委員の皆様のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、事項書に基づき会議を進めてまいります。

事項 2 の「重点地区内における届出等について」に、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、第 19 回津市景観審議会事項書に沿って説明させていただきます。

事項書 2 にあります、重点地区内における届出等について、ご説明させていただきます。

お手元の資料 1 又は前方のスクリーンをご覧ください。

まずは景観法における届出を要する行為についてと、届出制度についての「遅延」の取扱いについて、ご説明させていただきます。

本市の景観を保全し、良好な景観の形成を図っていくためには、一定の基準に基づき、周辺の景観と調和したものに誘導していくことが必要です。

そこで、景観法に基づく届出制度の運用によって、「大規模な行為の景観誘導」や「景観形成上重要な地区における景観誘導」に取り組んでいます。

景観を誘導するために、津市景観計画では、景観計画区域全域を「一般地区」とし、周辺の景観に与える影響が大きい大規模な行為を「届出を要する行為」として定めております。

また、街道沿いの歴史的まちなみなどの魅力あふれる個性的な景観を持つ地区を、本市の魅力としていかし、さらなる魅力の向上を図るため、これらの地区を「景観形成地区」とし、個別の景観形成基準を運用しています。景観形成地区における届出を要する行為の規模は、一般地区に準じることとしています。

そして、地区の魅力向上や賑わいづくりに向け、重点的に景観形成に取り組む地区を「重点地区」とし、重点地区における届出を要する行為

は、建築物の新築、増築など規模にかかわらず全ての行為としています。
届出を要する行為と規模については、津市景観条例、津市景観規則で定めており、該当する建築物の建築、工作物の設置や土地の開墾などを行う場合は、景観法第16条に基づく届出が必要となります。

しかしながら、届出をしないまま工事の着手してしまう事例があり、その場合、発覚次第、届出を求めています。事後の届出であるため「遅延」として取り扱いをしています。

「遅延」の取扱いについては、都市政策課において定めており、規定に基づく届出としては受理できないとしています。

そのため、年度初めにご報告しております届出の実績報告には、これら「遅延」に関する件数は、件数に含めておりませんでした。

しかし、この「遅延」につきまして、令和6年度において、重点地区の「一身田寺内町地区」においての「遅延」が2件あったこと、他市でも問題になっていることもあり、今回、景観法に基づく届出制度の遅延件数について、ご報告させていただくことといたしました。

それでは、平成27年度から令和7年2月末までの、景観法に基づく届出制度における遅延件数について、ご説明いたします。

まず、行為の種類別の届出件数と遅延件数についてですが、

建築物の新築につきましては、届出件数の合計が223件で、遅延件数は14件でした。

増築につきましては、届出件数の合計が56件で、遅延件数は3件でした。

色彩の変更につきましては、届出件数の合計が48件で、遅延件数は12件でした。

外観の変更につきましては、届出件数の合計が30件で、遅延件数は5件でした。

工作物の新設につきましては、届出件数の合計が498件で、遅延件数は7件でした。

移設につきましては、届出件数の合計が1件で、遅延件数は1件でした。

開発行為につきましては、届出件数の合計が97件で、遅延件数は2件でした。

土地の形質変更につきましては、届出件数の合計が38件で、遅延件数は3件でした。

次に、先ほどの行為の種類別一覧のなかでも、重点地区における届出の遅延件数について、重点地区別にしたものです。

届出の遅延の9割は、「一身田寺内町地区」で、11件ありました。

ほか1件は三多気の桜風景保全地区でした。

いずれも遅延が発覚したきっかけは、市役所の他の部署からの情報や、重点地区の市民からの通報、業者などの申告で発覚しており、原因はいずれも届出者、及び代理者の失念によるものです。

2ページでもご説明いたしましとお、「遅延」の取扱いについては、都市政策課において定めており、規定に基づく届出としては受理できないとしています。

しかし、景観に配慮されているかの内容の審査は必要であるため、届出書を2部提出するよう届出者及び代理者に求めて、届出書の内容が景観形成基準に適合しているかどうかを確認し、指導を行っています。

届出書に記載されている内容を確認した結果、景観形成基準に適合していて、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるとき、または景観形成基準に適合しないとまではいえない、勧告までは必要ないものについては、副本に、遅延により受理できないことを記載して返却しています。

届出書に記載されている行為の種類が、届出対象行為である「建築物の新築等」、「工作物の新設等」であり、さらに届出書に記載されている内容が、景観形成基準の形態意匠に適合せず、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときについては、津市景観審議会部会の意見を聴いた上で、形態意匠について変更命令をすべきかどうか決定することになります。

今回ご報告させていただいた47件については、届出書の記載内容を確認し、届出者などと協議をすることにより、景観形成基準に適合したため、確認を終了しています。

このような届出の遅延を防ぐために、景観法に基づく届出制度についての周知が大切だと考えており、現在、市民や業者などに対して届出制度の周知をしています。

まず1つ目に、重点地区のみになりますが、景観まちづくり通信を年1回作成し、その通信の中で、地区内での新築や外観の変更などをする場合は、市に事前相談するよう、また、津市まちなみ修景整備事業補助金の交付申請をしない場合でも、届出が必要であることなどを説明しています。

この景観まちづくり通信は、重点地区にお住まいの方には回覧を、重点地区に土地を所有している地区外にお住まいの方に対しては郵送しています。

2つ目には、市民や事業者向けに、「景観法に基づく届出制度のご案内」という案内文書を都市政策課の窓口で配布し、また市ホームページも公開しています。文書の中で一般地区・景観形成地区であれば届出を要する行為と規模に該当するもの、重点地区の一身田寺内町地区、美杉町三多気地区・奥津地区における行為については、規模に関係なく、届出が必要であることを説明しています。

3つ目には、都市政策課の窓口に来庁した事業者などに、問い合わせの内容が景観法についてではなくても、該当地域が重点地区であれば、届出が必要であることを説明しています。

4つ目には、建築確認を担当しております建築指導課に相談、提出をされた建築確認、また、民間の建築確認機関から市に報告される建築確認について、該当地が重点地区内であった場合、都市政策課に情報共有するよう協力をお願いしています。実際にこの情報共有により発覚し、遅延にならなかった事例もございます。

届出の遅延を防ぐためのさらなる対策として、三重県建築士事務所協会などに周知をしていくことを検討しております。

また重点地区で一番件数の多い「一身田寺内町地区」における対策として、最も遅延件数の多い「建築物の色彩の変更」の遅延を防ぐため、年1回作成し回覧等しております景観まちづくり通信の内容を見直す、または届出が必要なものの説明に特化した内容の通信の増刷も検討していきます。

今後も、より一層、届出制度についての周知をしていくとともに、住

民の方とも情報共有しながら、届出の遅延がないよう努めてまいります。
次に、重点地区の「須郷の里景観保全地区」におけるしいたけ栽培施設の届出の経緯について、ご報告します。

この案件については、令和6年6月29日に中日新聞三重版に記事の掲載がされたことで、すでにご存じの方もみえるかと思います。

新聞に掲載されたこともあり、今回経緯をご報告させていただくこととしました。

しいたけ栽培施設建設の相談があったところから、届出提出までの経緯、地元自治会の動きなどをご報告いたします。

令和5年8月に、美杉町須郷地区において、しいたけ栽培のためのビニールハウス建設が計画され、景観の届出手続きの関係で、都市政策課に相談がありました。

施設施行者に聞き取りを行ったところ、一般的なビニールハウスであり、建築物にはあたらないとのことで、ビニールハウスは津市景観規則第7条に定める届出を要する工作物に該当しないため、届出は不要であると判断しました。

令和5年11月から令和6年2月にかけてですが、地元の方を中心として、景観面から、建設を止めることはできないか等の動きもあり、施設施工者から、建設内容の聞き取り等を重ね、須郷の里景観保全地区が重点地区であること等を踏まえ、施設施工者と合意のうえで、景観の制度に則って、届出対象の施設として取り扱うこととしました。

令和6年2月から、景観にかかる手続きの中で施設施工者と協議を行い、当初の計画であった6棟から5棟に棟数を減らし、街道からできる限り後退させ植栽を行うこと、外装色を白色から低明度、低彩度のグレー一色とするなどの配慮を行うことになり、須郷地区のまちなみルールに沿ったものとして、景観にかかる手続きの事前協議申出を3月1日に完了し、その後3月29日に届出に関する手続きは完了しました。

しかしながら、地元の方がビニールハウスの高さについて納得せず、その地元の方が中心となり地元自治会から市へ要望書を提出することが決まりました。

令和6年3月26日、要望書が提出されました。

令和6年3月28日には、施設の施工者が建設計画について、地元の説明会を開催し、地元から景観以外にも様々な要望が出たと聞いております。施設施工者も要望には極力沿う意向で対応するも、高さについては折り合いがつかないままであったとのことです。

令和6年4月26日に、要望書の回答を地元自治会に説明させていただきました。同施設についてはルールに沿って手続きは完了していること、また地元からの要望があれば、まちなみルールの見直しについて相談に応じていくことを伝えさせていただき、一定の理解を得ることができました。

令和6年6月5日に、3月26日に提出された要望書にかかる署名439名分と要望書の回答に対する「要望及び質問書」が提出されました。要望及び質問書については、その場で説明回答し、了承を得ましたが、後日、紙でまとめたものが欲しいとの連絡があったため、7月2日付けで自治会長に郵送いたしました。

令和6年6月25日に、地元自治会等と津市で協議を行った結果、今後については、須郷地区で景観にかかる案件があった場合は、須郷自治

	会にも行為にかかる説明を行い意見を聞くよう施設施行者に依頼していく、ということで協議を終了しました。 現在は、前方スライドと資料にございます写真のとおり、建築予定の5棟中2棟が建築された状態です。 伊勢本街道から後退し、ビニールハウスの色彩もグレーとなっております。 今後、残りの3棟が建築され、伊勢本街道沿いに植樹される予定です。 景観計画における行為の届出については、今後、工事が完了した後、「景観計画区域内における行為の完了届出書」が提出される予定です。 届出の内容と相違がないかを、都市政策課で確認し、届出に記載されている内容どおりであれば、完了となります。 以上、重点地区内における届出についての説明を終わります。
議長	はい、説明どうもありがとうございました。 それではただいまの報告につきまして委員の方からご質問などがあればお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。
諸戸委員	しいたけ栽培の関係について、説明いただいた以降に何か動きはありますか。
事務局	報告させていただいた、6月25日以降につきましては特に地元さんからもご意見をいただいておりますし、今月も現場の方を確認していますが、お見せした写真と同様に建築中という状態となっております。
諸戸委員	それ以降、地元から意見がなければ良いと思いますが、これが太陽光発電施設でしたら、あまり良くないと思いますね。
森委員	資料の写真で街道の位置関係を教えてください。
事務局	こちらの写真が街道から撮影した写真です。写真の中で横に延びているのが街道です。
森委員	こちらの土地は元々農地だったんですよね。放置された農地であれば逆に施設が建設された方が良いように思いますが、自治会がかなりこだわって反対されているようでしたが、何か不具合が出てきた等の理由があるのでしょうか。
事務局	はい。こちらの土地は元々農地でした。農地にシイタケを栽培するためのビニールハウスということで土地利用上何ら問題ないという判断で、ビニールハウスですので、景観の届出も必要がないという判断だったんですけど、 地元の住民の方からすると風景を損なうっていうことを言われていて、特に高さをかなり気にされているような状況です。 事業者からも直接説明されていますが、説明を聞いた上でビニールハウスの高さが風景を阻害してしまい、重点地区であるのになぜそのようなことが許可されるのかという話が発展してきたことから、要望書の提出に至りました。
小泉委員	重点地区にしたポイントは何ですか。ここが重点地区になってるポイントが、高さとう関係があるんですか。
事務局	須郷の里景観保全地区と定めておりまして、街道沿いの景観を守っていかうということで重きを置いているのは歴史的な建築物の景観を残すことで重点地区にしているところでございます。 要望書を提出された方が言われているのは自然景観について、山並みの景観の視界に入ることが納得いかないというところです。
小泉委員	何もないのが自然地区で、重点地区だったわけでしょうか。何もない

事務局

ところに何かできたらそれは文句言うね。

一番のメインは、伊勢街道がありますよね、その街道沿いに建物が建っていて、地元の方がのれんを統一して飾っておられるという地区でした。その景観を守っていくのと、山間の自然の保全っていうことで重点地区に指定しております。

諸戸委員
事務局
諸戸委員
事務局

施工者は地元の方ではないんですか。

地元の方ではないです。

施工者は以前からしいたけ栽培をやられていた経験はあるのですか。

同じ重点地区内ではないのですが、別の地区でしいたけ栽培をさせている経験があります。

また、高さについて、しいたけ栽培にあたっては苗床を積んでいくように経済性を考えると、一定の高さ以上にしないと採算性が合わないということで、地元の人と高さについて協議し、現在の高さで我慢してくださいということを伝えられたようです。

他に、施工者は当初ビニールハウスを6棟建てられる予定だったところを1棟減らした経緯があることと、ビニールハウス建設後になりますが、街道沿いに植樹を行ってくれるという話をいただいております。

議長
宮木委員

ありがとうございます。他に意見ある方はいらっしゃいますか。

この地域も過疎が進んでいる地域だと思いますが、しいたけを栽培することによって、景観についてはどのような影響があるか分かりませんが、経済的な観点からは良い影響があると思います。この地区の特産品にするような動きがあれば、このような問題は起こらなかったのかなと思います。

特産品にするような動きがあれば、地元の方も強く反対することもないかと思うんですけども、その辺りはどうなのでしょう。

事務局

聞き及んでいる情報になりますが、ここで栽培したいたけを特産品として売り出すということまでは考えていなかったみたいです。

元々利用されていなかった農地をしいたけ栽培に利用するということは土地利用の観点からはぜひやっていただくべきことなのかなと思いますが、もう一つ進んで、特産品っていうような話までは今のところ至っていない状態です。

宮木委員

良いしいたけができ、集客が図られ、特産品と景観もリンクできるようになれば地区の活性化にも繋がると思います。話を聞いて少しもったいないなと思ったので、地元住民の方とさらに協議ができれば、良い話じゃないかと思いました。

事務局

街道を歩いている方がいて、しいたけが売っていれば、それをつまみながらというの也不错だと思いますが、事業者の意向もあり、そういう話は地域振興の観点で、美杉総合支所の方にお伝えさせていただきたいと思います。

武川委員

観光協会の武川です。

観光協会にも、この案件相談がありまして、非常にこれ取り扱い難しいなと私は思ったんですよ。

先ほどからいろいろご意見出ているように、元々農地だと思いますが、農業地域にしいたけ栽培施設ができるということなので、土地利用上もそれほど問題がないというか、合致した考え方ですし、ただ一方で伊勢本街道という、その歴史的な景観としては、やっぱり異物になると思うんですよ。

大野副会長

この景観の規制というか、ルールというのは届出なので、行政側としては目いっぱい譲歩して今の計画にした、というのが結論だろうと思うんですけど、通りを歩いている人から見たらやっぱり人工物があるなっていう気はすると思うんです。

ただ、そこまで規制ができるような、たてつけにはなっていないということなんだろうと思うんです。

ただ、こういうものまでその排除をしだすと、いろんなものが立ち行かなくなっていくので、地元の方がどういうつもりで、これに反対をして、これでもまだ駄目っておっしゃっているのか分かりませんが、それぞれに守りたい景観があって、それがあまり利己的に働くと、逆に、色々と難しい問題を起こすのかなと思います。

ですから、しいたけをビニールハウスの中で栽培しなければ問題はなかったのかも分かりませんが、それだと採算取れませんし、悩ましい案件だったんだろうなと、思います。

景観面だけで言えば、高さは一般的には山の稜線を切っちゃうとかっていうような高さがあるとまずい、という話になる訳ですが、道路沿いに植栽するっていうのは、植栽でビニールハウスが見えなくなれば、かなり良いと僕は思うんですが、植栽がどれぐらいのものなのか、というところがちょっと分からないですね。

この植栽でこのビニールハウスが隠れる、歩いている人が見えない程度の植栽であります、ということであれば、それが一番望ましい状況だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

はい。それが一番望ましい状況だと思います。この辺りは桜や梅とかが良いかと思って、施工者に話をしたんですけど、まだ何を植えるかは決まっていません。と言うのは、桜ですと落葉して葉っぱの掃除が負担になるという話があるということと、鹿の害の懸念があって実を付ける木ですと鹿を呼び込んでしまうとの話もあります。

実際に木を植える際は施工者と地元の方が話をする事になっていますが、まだ何を植えるかは決まっていない状況です。

議長

植栽については今後地元と協議をして進めるということですね。

私からですが、経緯について説明いただき、理解しているのですが、確認として、須郷の里のルールは高さの制限は12mでしたか。

事務局

高さの制限は10mです。

議長

今回のビニールハウスは届出対象ではないですけど、高さは10m以内に収まっていますよね。

景観計画だと建築基準法の対象となる建築物と工作物は届出しないとイケないと。たまたま、これが建築基準法に適用されない、確認不要の隙間のグレーゾーンのもので、ただ仮に届出対象となるものであっても、住民の方との同意を得て建築物の高さは10m以下と決められており、10m以下なので高さには引っかからないということで、景観的にはこれと同規模の住宅等が建った場合は、景観形成基準の高さ基準は適合していると判断ついて認められる規模ではある。ただ、繰り返しますが、建築基準法が適用されないんですよ。ビニールハウスは仮設的な要素も大きくて、恒久的に立つ建築物ではないものすから、そういったグレーゾーンのもので出てきたので、地元からいろいろご意見が出たのかなと思います。

もう一度確認ですけど、地元とやり取りして、了解はしていただいて、

事務局
議長

後は植栽について、細かい打ち合わせをしていけば、これ以上この件については地元として反対しないということで決着が着いてるということによね。

はい。

今後の事は地元の方と事業者の皆さんの方で、お任せしたいと思えますし、他に市の方で支援できることがあれば、よろしく願いいたします。

須郷の里の件についてこれでよろしいでしょうか。こういうことも起き得るということが良く分かったということです。

それでは、ちょっと確認なんですが、資料1の前半の遅延件数の説明があつて、3ページ目のところで、今まで遅延の件数があるっていうことを審議会では十分に説明していなかったということで、今回まとめて出していただいたという状況です。

平成27年度から令和6年度の実績ですので単年度でこれだけの件数ではないんですけども私の私見ですけど、事務局にも伝えていますが、遅延件数は47件とちょっと多いと思います。今後の遅延ができるだけ出てこないようにするための周知が必要であるということと、それから今まで遅延に対してどのように対応してきたのか、という確認を先ほどの説明でお願いをしたんですけど、この資料3のところでですね内訳の表を作っていたので遅延となったものがどういう種別が何件ぐらいあるのかは良く分かったんですけど、もう一つ教えていただきたいんですけど、場所の特性は何か見つかりましたか。用途地域の中なのか外なのか、あるいは関係ないのか。

事務局

景観計画の中で市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、山地景観ゾーンと3つに分けている中で、市街地景観ゾーンについては32件、田園景観ゾーンについては4件、山地景観ゾーンについては11件になりました。一番多いのが、市街地景観ゾーンです。

議長

分かりました。そうすると都市計画区域内が多いので、引き続きやっていく必要がありますね。

都市計画区域内は多くの方が住んでいますので、通常の届出行為が多いですね。建物の新築とか増築の件数が多いのでそれに比例して、出し忘れの遅延件数も多いのではないかなと思います。

それから、スライドの5ページを出していただきたいんですが、届出を忘れてしまって、工事を始めてしまって後から発覚した場合、遅延の扱いになった時にどう対応するかということで、もう一度確認すると今までの遅延件数が47件は、この部会にかかって変更命令までいった事例がないということですよね。

事務局

ございません。全て内容を確認させていただきまして、中身が基準と適合しておりましたので、適合したということで、副本を返却させていただいて確認を終了しております。

議長

副本の返却はするけれども受理はしないという扱いで良かったですか。

事務局
議長

はい。

受理すると、行政が正式な手続きに則って行政が受け付けましたってということですけど、受理しないってということで、つまり正式な届出に対して違反していますよ、っていうのがまず最初の第一歩ですよ。

その後、届出がなされて、内容を確認したところ、幸い今まで津市の

場合は47件全部、結果的には景観計画に違反してはいなかったとか、部会にかかって変更命令がされることがなかったことはすごく幸いだと思います。私の経験だと、他市だと違反が発見されることが結構多くて、部会を開いて、申請者の方に事情を確認し、状況次第で顛末書を出してもらおうと、もう二度とやりません等の顛末書を出してもらって、受理に匹敵する扱いにすることもありますし、悪質な場合だともっと具体的に検討しないといけないと思うんですけど、幸いそこまでの悪質なものは経験してないので、この部会の検討ぐらいで今後対応できるものも出てくるんじゃないかなとは思いますが。今回こういう報告していただいたので、今後適切な対応をよろしくお願いします。

そうしないと、多くの方が届出をきっちりとしていただけますので、きちんと届出して人からすると、遅延でも結果的に一緒じゃなかったということになっちゃってもいけません。よろしくお願いします。

では、他にご意見はございませんでしょうか。では皆さんご意見ありがとうございました。

3 第5回津市こども景観絵画コンクール開催結果について

議長

それでは続きまして、事項書の3番目の第5回津市こども景観絵画コンクール開催結果についてということで、事務局よろしくお願いします。

事務局

事項書3にあります、第5回津市こども景観絵画コンクール開催結果について、ご報告させていただきます。

1ページをお願いします。

津市こども景観絵画コンクールは、子どもたち一人一人に「津市の景観」について関心を持ってもらい、良好な景観の形成に対する意識を高めることを目的に、令和元年度に第1回を開催し、今回は5回目の開催となりました。

作品のテーマは、「わたしの好きな津市の風景」で、まちなみや、自然風景、昔ながらの建物など市内の景観を題材として、

令和6年7月19日から令和6年9月6日までの期間で、市内の小学校に在籍の小学生を対象に作品募集を行いました。

今年度の応募総数は340点で、学年別の内訳は、表のとおりでございます。

2ページをお願いします。

こちらは10月1日に開催した審査会の様子です。

応募総数340点中、指定サイズ以外のものなど、残念ながら規格に該当しないものを除いた334点について、津市景観審議会委員の岡田委員を審査委員長として、宮木委員、景観アドバイザーの田中アドバイザーにお願いし、審査いただきました。

募集区分ごとに、最優秀賞1点、優秀賞2点、入選7点を選定しました。

3ページをお願いします。

こちらは、11月9日津市役所8階大会議室にて開催しました表彰式の様子です。

表彰式には受賞者29名とその保護者の方にご参加いただきました。

4ページをお願いします。

受賞された皆さんの写真です。

議長

岡田委員

表彰後、保護者の方にも記念撮影していただく時間を設けさせていただきました。

5ページをお願いします。

表彰式では、最優秀賞作品について審査委員長の岡田委員からの講評をいただき、さらに津市景観アドバイザーとして「津市の景観」についての講演をいただきました。

こどもたちや保護者の方に熱心に講演を聞いてもらい、津市こども景観絵画コンクールを通して景観教育の推進に繋げることができました。

次に受賞作品の紹介をさせていただきます。6ページをお願いします。こちらは、低学年の部「最優秀賞」受賞作品です。

7ページをお願いします。

こちらの2作品が、低学年の部「優秀賞」受賞作品です。

次に、8ページ、9ページにかけての7作品が、低学年の部「入選」作品となります。

次に、10ページをお願いします。

こちらは中学年の部「最優秀賞」受賞作品です。

11ページをお願いします。

こちらの2作品が中学年の部「優秀賞」受賞作品です。

次に、12ページ、13ページにかけての7作品が、中学年の部「入選」作品です。

次に、14ページをお願いします。

こちらは、高学年の部「最優秀賞」受賞作品です。

15ページをお願いします。

高学年の部「優秀賞」受賞作品です。

16ページ、17ページにかけての7作品が、高学年の部「入選」作品です。

以上、最優秀賞3点、優秀賞6点、入選21点の作品紹介を終わります。

さらなる景観への意識の向上のためにも、来年度についても、実施に向けて取り組んでいきたいと思います。

第5回津市こども景観絵画コンクールの開催結果についての報告については、以上となります。

説明ありがとうございました。

岡田委員、よろしければ、こども景観絵画コンクールのお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

第5回ということで、会を追うごとに段々と皆さん腕が上がってきて、審査が結構大変になってきています。それが非常に嬉しい悲鳴なんですけれども、特に今回気がついたのは、前は自然だけ、とか古い建物だけ、というような作品が多かったんですけども、最近は景観と人の営みを感じさせるようなものを組み合わせた作品が段々増えてきているような気がしていて、その辺がすごく良いなと個人的には思っています。どうしてもコンクールで最優秀作品になるのは上手い絵ってというのが選ばれてしまうんですけども、やはり景観を気にしてもらいたいっていう点から、ちょっと目の付け所がどういうところを見ているのかとか、そういうところを中心に審査の方は進めていきたいと思っておりまして、これは教育的にも非常に良い試みだと思いますので、ぜひ続けていただけると良いかなと思っております。以上です。

議長	ありがとうございました。審査大変だと思いますが、ご協力ありがとうございました。 それでは、他の委員の方、いかがでしょうか。
宮崎委員	景観絵画コンクールについて、岡田委員にお聞きしたいんですけども、作品としては自然景観を題材としたものが多いと思いますが、町並みや街道を題材したものはどのくらいの割合であるのでしょうか。
岡田委員	そういう作品は以前は少なかったんですけども、最近若干増えているように思っています。なので、そういったところにも目をつけてもらうようになったかな、と考えているんですが、全体のパーセンテージ的にはまだ自然だけとか、ちょっと古い建物だけっていうのは多いかなとは思いますが、徐々にそういう町並みとかにも皆さん目を付けていただければ、ありがたいです。
小泉委員	景観絵画コンクールの表彰ですが、表彰状を渡すだけですかね。 例えば色鉛筆を渡してあげるとか、何か景品みたいなのはあるんですかね。
事務局	現在そういった取組をしていなければ、励みになると思うので、やってあげていただきたいと思います。 景品をお渡しさせていただいております。 参加いただいた方全員に参加賞としまして、今年はポストカード、書いていただいた作品をポストカードにして全員にお配りさせていただいております。 また、最優秀賞の方には、水をかけると水彩画になる色鉛筆をお渡しいたしました。優秀賞の方にはガラス等にも描けるクレヨンをお渡しさせていただきました。入選の方にはスケッチブックを、お渡しさせていただいて、皆様に絵に関する景品をお渡ししております。
議長	私からもちょっとだけ教えていただければと思いますが、応募件数はどうですか。
事務局	応募件数については、前方のスライドのとおり、1回目は平成31年度からになりまして、令和2年度についてはコロナ禍のため中止になっておりますが、平成31年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度と応募件数はどんどん伸びて来てたんですけども、この令和6年度につきましては令和5年度に比べ5作品だけ少なく、今回340件応募いただいたという状況になっております。
議長	分かりました。全体的には300件を超えているということです。また、応募してくれる小学校については濃淡があると思うんですけど、やはり、入選者が多い小学校であれば後輩たちの応募も多くなってくるんですかね。
事務局	そうですね。広く各小学校の生徒からご応募いただいておりますが、応募総数として一番多いのは三重大学教育学部附属小学校の生徒の方です。
議長	学校の先生が熱心に紹介していただけるのは大切ですよね。子供たちは夏休み交通安全のポスターに書いたり、たくさん宿題があるそうで、先生が熱心に紹介してくれれば応募も増えると聞きますので、先生への働きかけも一つお願いしたいと思います。
岡田委員	スタッフの方々が大変ご苦労されていると思いますが、学校にいろいろアプローチしていただかないとなかなか広まっていけないのかなと思います。ご苦労様です。

議長

あくまで私見ですけど、先ほど宮崎委員がおっしゃられたように、津市では最初はテーマを決めずにやってきて、津市はもう令和6年度で応募してくれる学校にはある程度周知ができてきてるんじゃないかと思います。景観審議会が何で事務局と一緒に主催するかっていうと、景観計画で重点地区とかを増やしていきたいっていう意図がありますので、例えば、従来通り自由なテーマの一般部門と、宮崎委員言われたみたいに、重点地区に指定されている一身田寺内町等を書き上げていって、重点地区部門とか1回試しにやってみると、町並みを積極的に津市の景観計画では歴史的な町並みとか歴史的な建物とかを大切にしましょうということと呼びかけていますので、そうすると、ちょっとそういうのを書いてくれる子どもも増えるかもしれませんね。

また、岡田先生とも相談しながら、1人でも多くの子どもたちに関心を持ってもらえように働きかけをしていただけたら幸いです。よろしくお願いします。

4 その他
議長

説明員

それでは、事項4番目の「その他」としまして、「津駅周辺基盤整備の状況について」を説明をお願いします。

建設政策課の畠山と申します。

津駅周辺基盤整備の状況について、本日資料をお配りさせていただいております。

こちらの図面でございますが、津駅周辺地区の概要として皆様ご承知の通りだと思いますが、津駅の周辺の航空写真をご覧ください。

駅舎、広場や道路等を色付けさせていただいております。

こちら、西側に黄色く塗らせていただいた津駅西口駅前広場、昭和30年代に津駅西土地地区画整理事業が県で施行され、合わせて駅前広場が整備されているという状況でございます。

こちらは西の緑豊かな護国神社や偕楽公園に囲まれた空間となっております。

東側につきましては、水色の部分でございますが、津駅東口駅前広場となっております。

こちらは県都の玄関口ということで、周辺では津駅前土地地区画整理事業が昭和40年代に実施をされまして、北側のアスト津等の再開発事業も進んできました。

このような空間ですが、整備がされてから50年が経過してきているということで、この津駅を取り巻く環境も大きく変わってきております。

西側については住宅開発が進みまして、人口が増加しています。また、高等学校なども増えて、駅の利用者も非常に多くなってきておるという状況でございます。

このような中で、国の方では令和2年5月に道路法が改正されており、その中でバス、タクシー、トラックと言いました事業者専用の停留施設を作ろうというこのような動きが出てきまして、停留施設というのが道路の付属施設として、道路の中で位置づけがされております。

このような機能を津駅周辺に導入することができないかというような視点も持ちながら、これまで国、三重県、津市の3者で検討を進めてきており、それが津駅周辺道路空間再編検討の取組の経過でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが国、三重県、津市の3者で令和4年3月に策定をいたしました津駅周辺道路空間の整備方針でございます。

こちらに記載のように、現在の駅周辺空間が形成されて約半世紀、新たなステージへ向かって県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生するための方針ということで、3者が連携して、作成したものでございます。

大きく四つの視点がございまして、一つ目は左上にございますように、公共交通の利便性の強化、災害時の対応の強化という視点でございます。

先ほど専用の停留施設ということを申し上げましたが、今新宿にございます、バスタ新宿のような施設を全国展開していこうという動きがございます。そのような機能を津駅の東口周辺を中心に、交通結節機能の強化ということで導入することができないかという視点でございます。

また、西口に関しましても同様に交通結節機能の強化を図っていくということで、こちらの1番に示しております。

次に左下ですが、2番の歩行者の賑わいや滞留の強化という視点でございます。

こちらは、東口の駅前広場から国道にかけての間にあります県道津停車場線を中心に歩道空間の拡張や道路占用の緩和によって民間利用の促進を図っていこうという考え方でございまして、この占用緩和を通した民間利用の促進というものが、歩行者利便増進道路、いわゆる「ほこみち」という制度を活用するということに繋げていきたいと考えております。

また右上でございますが、3番東西連携の強化でございます。

こちらは、東西を快適に移動できるように、東西自由通路の整備ということでございます。

また4番につきましては、駅周辺の回遊性の強化ということで、ICT等を活用いたしました案内看板や植栽、美観によります協働の取組、外灯の充実と、このような事を掲げております。

これらハード整備と合わせまして、ソフト面でも官民連携によるマネジメント、ユニバーサルデザイン、DX、カーボンニュートラル、またこちら市役所がある大門・丸之内という周辺地域との連携もしっかり図りながら、継続的に進化をする津駅周辺空間ということを目指していきたいということで定めたものでございます。

この中で津市が担う整備につきましては、1番の公共交通の利便性の強化という視点の中の津駅西口駅前広場、それから3番にございます東西連携の強化ということで、津駅東西自由通路の整備につきましても、しっかり担っていくということで、役割分担をしております。

それでは次のページをお願いいたします。

津駅西口駅前広場でございますが、津市が主体となりまして、再生に向けた取組を進めております。

現状ですが、こちらのスライドにありますように、道路空間におきましては、車道では公共交通と一般車が錯綜している様子が多く見られるという状況がございます。

また、歩道空間におきましては、学校が津駅の西側に多いということで、このように通学時間帯は歩行者空間が非常に足りないという状況が見られるというところです。

このような課題があるという状況でございます。

これらの課題を解消するために組織体を設けて、議論検討を進めておりますのが次のページでございます。

こちらは、令和6年度の取組経緯、検討経緯を示させていただきます。

先ほどの車両の錯綜というところで交通の整序化、ルール作りをしていく必要があるということです、このようなことを行う会議体といたしまして、バス、タクシー、トラック等の交通事業者でありますとか、警察、地権者様、地元自治会様、行政、学識経験者なども入っていただき、現在進めておりますのが、津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議でございます。

令和6年度はこれまで5回開催をいたしまして、配置計画に関する議論検討を進めてきております。

また、駅利用者様、それから市民の皆様からも、意見をいただきたいということで、4回に渡り意見募集を実施をいたしました。

こちらは計736件のご意見をいただいておりますけれども、会議体、近隣の皆様からの意見を整理いたしまして、現在、配置計画案の見直しを進めているところでございます。

ご意見としましては、一般送迎車の乗降場所をしっかりと整理する必要があるということや、歩道空間を拡張する必要、それから車両動線を明確化する、荷降ろしスペースの必要性などの意見がございました。

その他には、津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議からは、事業者目線や利用者目線でのご意見をたくさんいただいております。これらのご意見を、計画整備イメージ案に対して、しっかりと反映して、バージョンアップを進めてまいりました。

次のページをお願いいたします。

こちらは、津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議それから市民の皆様等からのご意見を踏まえて、津市の方でバージョンアップを進めてきました配置計画案でございます。

まず、駅前広場の中央でございますが、一般送迎車乗車・待機場と記載させていただいております。

こちらは駅利用者のための送迎車乗車・待機場として整備をするということです。現在は警察さんに設置していただいておりますパーキングチケット駐車場で、1時間200円ということで運用しておりますが、そのような運用ではなく、駅利用者の方がお迎え待ちのために、ここで5分、10分程度いただけるような場所として整備していきたいと考えております。

また、降車スペースにつきましては図面の下にありますが、オレンジに赤い枠のところですが、一般・タクシー降車場、身体障がい者用乗降場の設置ということで、4台分設けまして、短時間での降車に対応できるようにしております。

その他、広場周辺の北側接続道路につきましては歩道を拡幅しますし、歩道幅員全体に関して、これまで4m以内でありました幅員を4mから6mと幅員を拡幅していきたいと考えております。

公共交通につきましては、水色で色付けをしてあるところがバスの乗車場、降車場、待機場となっております。

乗車につきましては現在と同じ場所で、西側から乗車していただくということで、降車につきましては右側にございます大川学園さんの前で

議長

小泉委員

説明員

小泉委員

説明員

降車していただくことになります。その他、現状、津西高校行の路線バスが、このロータリーよりも外の西側に、停留しているんですが、これを広場内に収めて、図面の左側にありますようにバス乗り場として移設をいたします。

また、津西高校行路線バスの営業運行時間は短時間ですので、それ以外の時間帯につきましては、有効活用できるように三重交通さんとも協議して他の送迎バスも乗車できるように調整をしております。

その他、市民の皆様から分煙スペース、休憩施設等を求められるご意見ございましたので、そのような空間も検討していきたいと考えております。

これらの配置計画案をイメージしたものが次のページでございます。

こちらは西側の護国神社の方から津駅を見た図でございます。

現在このように整備イメージをまとめております。もう1枚めくっていただきますと、南側から見た整備イメージでございます。

津駅西口駅前広場の整備ですが、今月中に、このイメージを持って配置計画整備イメージをもとに、基本計画という形で設計図面を作成します。さらに令和7年度からは測量・設計を実施してまいります。

その後、令和8年度からの工事着工を目指してまいりたいと考えております。

津駅周辺の基盤整備につきましては国、県、市で連携し取組を進めておるところで、まずは津市が津駅西口駅前広場から整備を進めることによって津駅東口、我々が進めていきます津駅東西連携の自由通路というところに繋げていけるように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

説明どうもありがとうございました。それではただいま説明ですけれども、委員の方からご意見ご質問がありましたらよろしくお願いします。

スケジュールを今言われましたが、令和8年度から工事が着工されるとのことですが、工事が終わるのはいつ頃ですか。

津駅西口駅前広場の工事につきましては、令和8年度に着工いたしますと、おそらく2年程度はかかると想定しておりますので、順調に進めば、令和10年3月頃になるかなと考えておりますが、今後詳しく検討していきたいと思います。

スライドの2枚目の整備方針で大きく4つ挙げていただいておりますが、私が気になったのは方針の2と4で歩行者の賑わいや滞留の強化とか、駅周辺の回遊性の強化のところですね。

津の良いところは平坦な街、すなわち老人にとっては非常に歩きやすい街だと私は思います。

だから、歩行者を重点的にいろいろ考えてらっしゃることは非常に良いことだと思います。で、老人は何が必要かというと、歩いている途中でベンチあるいは寄りかかるところが必要なんですよ。下手にベンチを置きますとそこに滞留する人が多くなって困ることもあるかもしれませんが、要は、歩く人のことを考えるあるいは回遊することを考えるときに、ベンチだとか、あるいは寄りかかるところだとか、そういうものの設置を必ず考えて実施していただきたいと思います。

ご意見ありがとうございます。まさに、こちらの2ページに書いてあります賑わい滞留の強化という中には、このような休憩できる場所、ベ

岡田委員

ンチやテーブル椅子等を設置した空間を道路空間上に設けることができないかという視点でも考えております。こちらは現在、三重県の方が中心になって進めておりますが、令和4年度、令和5年度の2年間、津駅東口の道路空間にテーブル椅子を置いて、お店を呼んで、どれぐらい人が利用していただけるか、休憩していただけるかという実験も行っておりまして、その結果を踏まえて、快適な空間作りを進めてまいりたいと思いますし、本市の方でも、東西自由通路、これから検討していく中で、そのような滞留空間を兼ね備えることができないかということも含めて検討したいと考えております。

説明員

スケジュール的な話だと思うんですが、国土交通省の管轄の整備についてはいつ頃できてくる感じでしょうか。

現在、この国のバスタプロジェクトにつきましては調査中という段階でして、今後、この調査を重ねることによりまして、将来的な事業化という様にステップが上がっていくということになります。

岡田委員

ですので、国の事業の中では、いつ事業化か、ということまではお示しできなくて申し訳ありませんが、津市の方が先行してスケジュールを示すことで、できるだけ早く全体の事業のスケジュールが見えてくるように、一生懸命やっていきたいと考えております。

説明員

それに関してもう一つなんですけども、例えば県とか行政の方が椅子とかパラソルとかついたりしてどのぐらい人が滞留するかっていう試みとしてはいいと思うんですけど、実際にやるときに、あんまり行政が施工してやるというよりも、逆に民間がそういうことができるようなものを行政が作っていった方がいいんじゃないかと思っています。というのはやっぱり行政が何かやったものは長続きしないとか、非常にピンポイント的になりそうな気がしていて、ですからそれよりも民間の方たちが、自主的にそういったようなものを作れるような設備を行政は作っていった方がいいんじゃないかと思うんですけど、これは意見です。

大野副会長

まさに、令和4年度、5年度と行った実験は、行政側で準備をして行った実験ということになり、こちらの課題につきましては、実際に整備をした後、地域の方にどれだけ主体的に使っていただけるということが挙げられました。使われない道路空間を整備しても、意味が無いということになってしまいますので、現在津駅周辺では、大きく三つの会議体がございます、一つは一番中心となります津駅周辺道路空間再編検討委員会という会議がございます。こちらは津駅全体を捉えた会議体でございます、また、津駅東口の方には、津駅東口周辺まちづくり懇話会という会議がございます、こちらは地域の皆様と周辺のビルの関係者様等を中心とした会議体でございます。こちらまちづくり懇話会という名前からしましても、地域のまちづくりに関して検討する会議ということですので、その辺りの民間の主体的な利用について、どのようにしたらできるのかということも含めて、じっくり考えていきたいと思っております。

この西口のところで景観の部会でも話題に出てたと思うんですが、イメージを見ても、緑がものすごく少ないんですね。

スペースの問題があると思うんですが、緑が少ないというのと、僕が感じるのは、先ほど東口の滞留を説明いただきましたが、西口の滞留は考えられていないんですね。例えば、先ほどの道路占用許可の緩和とか西口その歩道が広がるわけですから、できないのかなど。いわゆる、ピークというのは本当の限られた時間ですよ。特に登校時間がピーク

説明員

で、帰りはちょっとばらけると思うんですが、ピーク以外の時間の広い歩道が無駄になっちゃうので、その間だけでも道路占用許可をちょっと緩和してそこで、歩道で滞留できるようなことを考えると西口駅前の賑わい、というものもこれ一緒に創出できるのかなという感じいたしました。

津駅西口につきまして、おっしゃっていただきましたように、緑が少ないという部分は我々も認識しております。

ただ、2, 820㎡という限られた面積の中ですので今後の課題ということで検討を引き続きしていきたいと思っております。また、休憩スペース等につきましては、資料5ページの下の方に囲んでいるところに分煙スペースを書いておりますが、分煙施設を整備したり、休憩場所を設けるというようなことも考えていきたいなと思っております。広場内の歩道空間を広げましても動線等を考えると、なかなか滞留空間まで、できるかな、というところもありますので、引き続き周辺の空間も含めて、例えば駅、周辺には、南側の鉄道沿いに駐輪場などの空間もございますし、西側の県道沿いにも駐輪場がございます、それから東西自由通路もその整備によっては空間ができることもありますので、一体的にどのような滞留空間というところをしっかりと考えていきたいと思っております。

岡田委員

浅野先生からそんな無茶みたいなことを、と言われてしまうかもしれないんですけど、ずっと津市のあたりは、車中心のいろんな動きを考えられてきているような気がしています。

実際に三重県というのは車が絶対不可欠なところなので、駅までのアクセスっていうのを、利便性を考えると上手くいくんじゃないかなとは、分かるんですけども、でも考え方として、そうすると結局これまでと同じような感じになる気がするんです。

駅前の賑わいをどう創出するかっていうのは、人が集まるとか、人が歩かないと、僕は商店街もそうですし、街っていうのができてこないような、気がします。

やっぱり車中心で考えてしまうと、そういったようなものはいつまで経ってもできないんじゃないかなと思っていて、いっそのこと全部車を一回追い出したかたちで、駅前を考えたらどうかと思うんです。その場合はどうすんだって感じでそれはどっかで全部持っていっちゃえばいいんですよね。あるいは、2階層建てにしてみるとか、無茶な話なんですけど、そのぐらいやらないと、いつまで経ってもその車中心のまちづくりがまた同じように作られるんじゃないかと思っていて、ちょっと心配しています。

説明員

おっしゃる通り、駅前周辺整備につきましては、全国的な流れとしては駅前から一般車両を少し遠ざけるという動きが見られており、我々もそれは認識しております。そのような考え方の中で、本市におきましては令和4年度以降にこの配置計画を検討してきました、昨年、市民の皆様を含めて広く絵を見ていただき、一般車両についてのご意見が非常に多くて、その中でも特に一般送迎車の駐車場所が全然足りないというご意見あり、そのご意見を重く受け止めて、これから東口西口ともに整備をしてまいります、西口については市民の皆様が生活の中で使われる駅前広場というような考え方もできますので、市民の皆様の利便性を損なわないようにということで、送迎用の駐車場と乗降場を設けると

岡田委員

いうことで検討してきたところでございます。

今後、津駅の正面玄関となります東口につきましてはバスタプロジェクトという事業で動きますと、おそらくバス、タクシー、トラック等の事業者専用ということを基に検討していくこととなりますので、役割分担をして、駅前広場を皆様にとって快適に憩いいただける空間としていきたいと考えております。

マーケティングから先に考えてしまうといつまで経っても考え方というのは変えられないんじゃないかと思います。

根本的に、こうするんだ、みたいに何かを決めて変えていかない限り、利便性、合理性だけで考えていくと、いつまで経っても街というのは変わらないと思います。

議長

はい、どうもありがとうございます。

規模はちょっと違うんですけど、最近の事例だと姫路の駅って正面に世界遺産の姫路城がありますので、駅前是一般車両全て進入禁止にして、歩行者優先に全面的に作り直し、市民の人たちが戻ってきて、賑わいかなり出てます。ただ、姫路ぐらいの規模があるので、スケールメリットで出来ていますし、新幹線も停まる駅で観光客も多いので、観光客の人も歩行者の中に加えて世界遺産の姫路城まで歩いてもらうということで、おそらく歩行者優先の駅として同意が得やすかったと思うんですけども、車社会から人優先っていうのは、流れとしてはそういった状況にあると思います。ご意見ありがとうございます。

宮木委員

津駅の西口と東口でのチャンネル分けをどう考えているのかなと思うんですけど、津駅の西口というのは、鉄道から言うと、近鉄からの乗車口で送迎だったりメインなので、西口に関して、景観や滞留を求めるのは無理があるんじゃないかなと思うんですね。

津駅の看板は東口に絞り込んで、西口は学生さんの利用だったり、すみ分けをした方が良く思うんですね。東口を活かすためには西口はもう、通学通勤に重点を置いても良いんじゃないかなと思う。

西口を整備していくのに、車中心になっている場所なので、今から車を排除していくって言うても、なかなかそこは難しいんじゃないかな、というのが私の意見で、チャンネル分けをどう考えてみえるのかなと思います。

説明員

はい、ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたように、チャンネル分けということで東口西口のすみ分けというものが大事になってくるかなと考えております。

やはり西口は市民の皆様の生活に密着した使われ方をする駅前広場じゃないかなと考えております。そのようなことも考えまして、市民の意向も踏まえまして、市民の皆様が利用しやすい一般車両が待機できるようにしております。

ですので、西口は市民の皆様的生活に密着した玄関で、東口は外からのお客様を迎え入れる正面玄関になってまいりますので、今後、そのバスタプロジェクトを導入することによって、交通結節機能として、周辺のエリアへの乗り換え拠点ですとか、滞留空間も東口にしっかり確保していくというようなことを考えています。ただ、東がJR、西が近鉄となっている中で津市が進めようとしている東西自由通路の整備ですが、現状は地下道で東西を繋いでいますが、この機能を2階レベルで東西を繋ぐこととなります。そうすると、近鉄の駅舎が2階レベルですので、そ

議長

ここにどのような形でタッチするかというのは今調整しておりますが、2階を自由に東西動けるということになれば、東口へのアクセス性も非常に容易になるかなと現在考えておりますので、東口を正面玄関、西口を市民の利用の玄関ということできっとしっかりと整理をしていきたいと考えております。

はい、いろいろなご意見どうもありがとうございます。

私からも一言、先ほど大野副会長が言ったことに近いんですけど、令和8年度から工事ということで、令和7年度に計画案ができたなら、公共事業なので届出ではなく、通知の行為になっていて、部会とかにかかってくるはずなので、その時また大野副会長も含めて図面を見ていただいて、私たちはいつも民間の事業者に対して緑化をお願いします、と言っているんで、公共事業は先頭切ってやっていただきたいなと思います。

そうしないと西口で建て替わっているビルも緑化をお願いして、一部協力していただいて、緑植えているところもありますので、民間にだけ厳しく公共事業が緑無しっていうことにならないように、よろしくお願いします。民間事業に対して手本となるような、空間というのを考えていただけたらと思います。

たくさんご意見いただきましてどうもありがとうございます。

議長

それではその他の最後で、資料4の方を見ていただいてよろしいでしょうか。

私からの報告をさせていただきます。前回とか前々回の審議会の時にお話したかもしれませんが、今年度は景観法ができて20周年ということで、2004年に景観法ができてこの20年間に、多くの自治体が景観行政団体になって景観計画を作って、景観整備に力を入れてきたという状況です。私はご縁があって国交省が景観法のあり方を見直す委員会を立ち上げた時にずっと委員長をやってまして、その結果は取りまとめて国の方から自治体へ報告されるという状況ですが、昨年景観法20年の記念シンポジウムが国交省が主催で鳥取市で開催されまして、私も出席して、鳥取が舞台ですので、鳥取の関係者の方々とシンポジウムを進めてきたところです。

そういった内容を含めて、都市計画協会が発刊している新都市という雑誌で景観法に関する特集号が組まれまして、依頼を受けましたので、この3月に記事を作成いたしました。

関心がありましたら、ご覧いただけたらと思います。

短い時間でポイントだけお話しと思うんですけども、4ページ目のところで第4章で、国土交通省の今後の景観まちづくりのあり方検討会における議論と書いてまして、ここでは国の方で景観法を作ってどうだったかを評価していこうということで、検討会を立ち上げて、みんなで議論をしました。特に、ここで書いてあることの一つは、景観計画を作って、成果が上がっているのはどういう事例かといいますと、やはり重点地区を指定しているところで成果が出ているということは顕著な事例です。

つまり、一般地区だと、集中的に届出行為とか行いうわけではなく、広く薄くやりますので、一般地区のみにとどまっている自治体はなかなか成果が出ない。その一方で、駅前地区とか歴史的な町並みの地区を重点

地区に指定している自治体は大変多くて、それぞれの自治体ごとにまちづくりを進めて集客交流をしていきたいというエリアは状況が違いますので、駅周辺に力を入れている自治体もあれば、観光地や歴史的な街を指定している等、重点地区に指定すると集中的に届出をしていただくことによって、企業の協力もしていただいて、この20年間でずいぶん景観が良くなってきてるといった報告が全国的に多いということが言えるかと思います。

先ほど津駅の西口について委員の方からいろいろご意見いただきましたけれど、私も西口は駅前広場が先行して、令和8年度から整備されると思いますので、それに合わせて景観審議会でも、津駅の東口と西口を次の景観重点地区に指定していくということで、前回の審議会でも皆さんに街歩きをしていただけるご意見をいただいたところですので、次は、他市の動向とか見ても、津駅周辺のところを重点地区指定ということが良いのではないかと思います。スピードアップしてやらないと、西口は昭和の老朽化したビルがどんどん建て替えが進んできていますので、重点地区指定した時には全部建て替わっていると、配置とか、植栽の協力の仕方がバラバラな建物が連続して、それが新築で建ってしまうと、次に景観改善できることが50年後になってしまいますので、やっぱり今がチャンスだと思います。それから東口も、バスタとかの整理が調査中ということで進んでると思いますのでバスタの計画と同じぐらいのタイミングで、重点地区指定していると成果が出るんじゃないかなと。

東口もいずれ昭和の時のビルがどんどん建て替えていきますから、民間事業者の方に協力していただける最大のチャンスで、これを逃すと、次にチャンスがくるのが50年後というのですので、昭和時代に作られた津駅の東口と西口がまちづくりをする大きなチャンスなので、他市の景観計画を使ったまちづくりの動向を見ても、津市も良いタイミングに来ているんじゃないかなと感じているところです。

それから、6ページを見ていただいてよろしいでしょうか。5番目で近年の新しい動きっていうのを書いていますけれども、津市でも太陽光発電のパネルがしばしば課題として出ていると思います。

特に郊外のエリアは今後も引き続き、規模の大きな太陽光発電が出てくる可能性もあります。また、国が進めている政策で再生可能エネルギーをどんどん利用していこうということで、太陽光パネルをつける住宅もこれからどんどん増えてくると思いますので、今までの景観計画は太陽光発電に関してはあんまり積極的に関われなかったんですけど、今後はちょっと積極的に関わっていく必要があると思います。

そういった状況の中で、青森県がようやく都道府県として、太陽光発電を許可する地域と許可しない地域を県として初めて発表して、現在、県民の皆様に意見を募集しているという状況で、青森県がやってくれていますので、三重県でも早く動いてもらいたいと思います。

太陽光の、特にメガソーラーみたいな大規模発電は津市のように、一市町村ではやっぱり限界があって、津市が仮に条例を作って、メガソーラーの厳しい規制をかけても、事業者の方は鈴鹿市とか流れていくだけです。それから、三重県全体で考えるとどこかが頑張ると周辺にしわ寄せがいて、全体として見たときに津市とそれほど日照条件が変わらない隣の市町村に移るというだけなのでやっぱり、都道府県レベルでちゃんとコントロールしていくことが重要です、と言われていています。今まで都

道府県は国の政策でやっていることもあって、なかなか積極的に関わってこなかったんですが、青森県は風力発電が日本で一番多いらしくて、自然破壊を危惧する県民の声が高まってきているということで両立をしましょうと、再生可能エネルギーは当然温暖化対策で必要なんですけど、自然環境とか歴史的街並みの破壊に繋がらないように両立しようということです。三重県も同じような動きを近い将来していただいて、県の方で導入していただくと津市としてもすごく対応がしやすくなるんじゃないかと思います。

それから最後の7ページのところに、今後の新しい課題として、多くの自治体が共通して課題にあげているのは空き家が増えてきて、津市も重点地区で、一身田寺内町や美杉の地区を地元の方から賛同いただいて、重点地区指定してますし、先ほどお話した通り津駅周辺も近い将来重点地区指定できればという方向で進めていただければと思っているんですが、せっかく住民の方の賛同を得て、重点地区指定しても空き家が増えてきて、それで内部から街が崩れてくるということが起きている状況です。

それで、景観法が建築の行為とか開発が発生する時に行政に届出するという位置づけになっていますので、一身田寺内町も新築とか増改築の時に届出をしてもらって、市でチェックをして町並みを合わせてもらうという状況ですけど、空き家化して取り壊す行為は、建築行為に当たらないので自由にできてしまいます。ですから、一身田でも無届出で、みんなが一斉に建物を除却し始めると、景観計画では止められないと思いますから、行政担当者の人も届出の義務がないので、担当者の方も何も知らずに、たまたま見に行ったら、あそこにあった町がもう無くなっている、といったようなことが起きていて、各地で困っているようです。

空き家の計画を津市も作っていると思いますので、空き家の部署と連携して、一定期間使われなくなったら、空き家化しているということも行為にして届出してもらう方が良いんじゃないか、というのが今の流れです。今京都市さんがそうやって京町家が空き家化して取り壊されることを防ごうということでやっていますので、こういった事例が増えてくると、津市にとっても参考になるのではないかと思います。

それからもう一つ防災対策について、津市も南海トラフ地震の被害が危惧されていますので、津市の一身田寺内町の地区や、美杉の地区とかで、歴史的な建築物を守ることに協力いただいている方に対しての、積極的な耐震診断、耐震補強みたいなものを支援していく、ということがますます重要になってくるだろうと思います。

そういった支援が片手落ちで重点地区指定だけという、南海トラフの地震が起きた時に、例えば一身田の地区で被害が多発してしまうと、せっかく重点地区で歴史を活かしたまちづくりという合意ができていても、防災の支援が片手落ちだったが故に、町の被害を大きくしてしまうということになりかねないので、防災対策もこれから全国的にも力を入れていった方がいいだろうというように全国的にも議論がされているという状況です。

私からの報告ということで、景観法20年で多くの自治体が景観計画を使ってまちづくりを進めていまして、そういった状況の中で、重点地区指定する成果が出るという顕著な傾向が出ているということと、今後の課題としては、太陽光パネルの問題や防災対策、空き家対策と連動し

諸戸委員

ながら景観まちづくりを進めていこうということを報告させていただきました。

何か質問はございますか。

太陽光について、農村地区については多くて、ある地区では全ての農地で太陽光が設置されています。津市がとて多くて、取り返しのつかないことになっているんじゃないかと思います。農業委員の会議に出席しているんですが、案件の多い時は8割太陽光ですね。国が推進していることなので、反対もできないですが、今後も畑などがどんどん太陽光に変わっていくんじゃないかと思います。今は営農型の太陽光が出てきていますが、あまり良くないんじゃないかと思います。

議長

どうもありがとうございます。私も同感です。

景観計画ではどうしても他の法令で許可されたものが届出されてきて、ポイントは元の法令で規制していただくことが一番良いですね。諸戸委員が言っていたように、農地の関係者の皆様で適正な範囲を決めていただけるとありがたいです。

これに関連して、新年度から建物の省エネ法が改正して、住宅も高い省エネ性能が求められるようになり、太陽光パネルを設置するものも増えてくるようです。津市としては一身田の寺内町等を重点地区指定しているので、歴史的な木造建築物と新しい省エネ法の改正をどうバランスをとるかということの議論が求められます。

現在、宮崎委員が三重県と協議されて、結果が出れば市町に連絡がくると思いますので、新年度の審議会で宮崎委員に解説いただけたらと思います。

小泉委員

重点地区の指定していく手順について、どういう手順で重点地区に指定されるのでしょうか。

事務局

重点地区に指定するかどうかで大事にしているのは、地元の皆様の意見です。地元の皆様から声上がるのは理想的で、そういった声がありましたら、地元の方と協議や説明会を実施させていただき、意見がまとまってきましたら、ルール作りを行います。そのルールに基づいて、その後、計画を作成していくこととなります。やはり、住民の方からの意見を聞いた上で地区の指定をしている状況です。

小泉委員

説明にあった須郷の里についても、街道が通っていて、この景観を活かしたいと地元から意見があって、重点地区に指定されているんですか。

事務局

景観計画を作るときに、まず景観形成地区、津市でどういうところが景観が良いかをアンケート等により、意見を伺い、景観形成地区を作りました。その景観形成地区の中からさらに、すべての建築行為等を届出する候補にあがったのが、須郷の里等の地区です。その後、一番大事なのは住民なので、地元に入りまして、まち歩きや議論を行いまして、その上である程度方向性がまとまってきたら、コンサル等に依頼して、きちんとしたルールを作って、その時にまた、これはやめようとか、これは入れようとかを協議して、ルールが決まりましたら、最後に地権者から同意をもらって、それで合意形成が図られましたら、告示して景観計画に載せていくということになります。

実は、この重点地区指定について、順調にできたかということ、そうとは限らなくて、重点地区の指定に向けて地元に入らせてもらったところで、やめておきましょう、となったところもあります。ルールを決めていくと、子どもとか孫が帰ってくる時に、ルールが枷になってしまうこ

小泉委員

事務局

議長

ともあるとの話がでまして、重点地区指定できませんでした。

重点地区になると建築制限がかかってくるので、反対になるということですね。

重点地区は今のところ歴史的な地区が多いので、そうすると、洋風の家とかヨーロッパ風の家とかが制限されることもあります。

今言われた通り、景観計画の中で候補地があがっていますよね。例えば津城周辺ですか周辺は現代的なビルが多いので、方針がまとめにくいと、それから津駅東口、西口もずっと前から候補地になっていて、津駅の東口、西口は、駅前広場整備が動き始めましたので、重点地区指定できるのではないかとということで景観計画も重点地区の候補の検討をお願いしているところです。

それから、津市でいうと歴史的な津城周辺や、津駅東口西口以外に、津は元々藤堂藩の城下町で形成されていますので、伊勢街道、伊勢本街道、伊勢別街道沿いの宿場町もリストアップされています。例えば伊勢別街道沿いだと、棕本とか、楠原の宿場町もあがっています。楠原については何年も前に市役所の方が地元入っているんですけど、そこは地元の方が断われました。一方、ほぼ同時期に進めていた美杉の伊勢本街道の宿場町の方は賛同していただきました。

後、榊原温泉の地区ですが、あそこでも市役所の方が地元に入っていたんですけど、まとまらなかった状況です。なかなか、観光事業者の方の賛同を得られなかった。榊原温泉は景観まちづくりを行うと集客交流に貢献できるんじゃないかと、個人的には思うんですけど、ぜひチャンスがありましたら、プッシュしていただければと思います。

このようにたくさん候補地はありますので、チャンスがあれば指定に向けて動いていただきたいと思います。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

それでは「景観法を活用した景観まちづくりの将来像について」の解説を終了といたします。

これをもちまして、第19回津市景観審議会を閉会いたします。

なお、委員の皆様方には、長時間に渡り、慎重かつ熱心にご審議をいただきとともに、議事進行につき、格別のご協力をいただき誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

5 閉会

事務局

ありがとうございました。

本日まで出席をいただいております委員の皆様の任期2年が本年6月30日で満了となりますので、現委員の皆様による審議会は本日が最後の予定となっております。

皆様、2年間どうもありがとうございました。

現委員での最後の審議会になりましたので、委員の皆様、一人ずつ、一言ご挨拶していただければと思います。

それでは、諸戸委員から順番によりしくお願いいたします。

【委員 挨拶】

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、第19回津市景観審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、お気をつけてお帰りください。

本日は、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。